

現場急行支援システム（FAST）の整備を求める意見書（案）

救急車等の緊急車両の円滑で安全な走行を支援する現場急行支援システム（FAST）については、国の定める交通安全基本計画及び奈良県交通安全計画において、令和2年度までに整備を図ることが明記されており、奈良市消防局においても関係機関に対して導入に向けた協議を重ねているところである。

現場急行支援システムは、緊急車両の赤信号交差点への進入時の徐行による通過時間の延伸の解消、赤信号交差点への進入時の交通事故の抑止などの利点があり、また救急車については、加減速が抑制され、車両の揺れの低減につながり、傷病者の病態の悪化や苦痛の軽減、隊員による傷病者の観察環境が向上することによって、ひいては救命率の向上につながる効果も報告されている。

奈良市においては、救急車等の円滑で安全な走行が阻害され得る交通量の多い区間や交差点が存在し、実際に赤信号交差点への進入時の救急車が交通事故に遭遇するなどの事案が発生している。また、救命のために一刻を争う重症患者に対する救急医療を担う三次救急病院が設置されているなどの事情もあり、交通量の多い区間や交差点、救急病院や消防署付近の交差点など、現場急行支援システムの整備により大きな効果を期待することができる。

よって、国及び奈良県におかれては、交通安全基本計画及び奈良県交通安全計画に基づいて、奈良市内での現場急行支援システムの整備に向けて必要な措置を講じるよう、下記の点を要望する。

記

- 1 奈良市関係機関との協議を促進すること。
- 2 整備を図ろうとする区間及び交差点を選定すること。
- 3 整備を図るために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日

奈良市議会